

令和6年6月18日
公正取引委員会

【概要書】

令和5年度 公正取引委員会年次報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和5年度公正取引委員会年次報告について

令和6年6月
公正取引委員会事務総局

第1 公正取引委員会の年次報告の位置付け、構成等

- 公正取引委員会の年次報告は、公正取引委員会が、独占禁止法第44条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年、前年度の独占禁止法等の所管法令の施行の状況を報告するものである。
- 年次報告は、総論（第1部）、各論（第2部）及び附属資料により構成される。
- 6月18日（火）に閣議決定の上、国会へ送付することとしたい。

第2 主な内容

1 独占禁止法制等の動き

- (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の制定等
- (2) スマートフォンにおいて利用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法制度の検討

2 厳正・的確な法運用

- (1) 独占禁止法違反行為の積極的排除
 - ・ 排除措置命令：4件
 - ・ 課徴金納付命令：延べ16名に対し総額2億2340万円
 - ・ 確約計画の認定：5件
- (2) 公正な取引慣行の推進
 - ア 優越的地位の濫用に対する取組
 - ・ 優越的地位濫用事件タスクフォースによる注意：67件
 - イ 不当廉売に対する取組
 - ・ 小売業に係る不当廉売事案の警告：1件
 - ・ 小売業に係る不当廉売事案の注意：317件
 - ウ 下請法違反行為の積極的排除等
 - ・ 下請法に基づく勧告：13件、指導：8,268件
 - エ 適切な価格転嫁の実現に向けた取組
 - ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施、注意喚起文書の送付等
 - ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定
 - オ 消費税転嫁対策に関する取組

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法（注）に基づく指導：2件

（注）消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日をもって失効したが、経過措置規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有することとされている。

(3) 企業結合審査の充実

- ・ 会社の株式取得等の届出（345件）の受理、必要な審査の実施

3 競争環境の整備

(1) ガイドラインの改定等

- ・ 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定
- ・ 「適正な電力取引についての指針」の改定
- ・ 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）」に対する意見公募手続の実施

(2) 実態調査

- ・ 高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査
- ・ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査
- ・ 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査
- ・ 電力分野における実態調査（卸分野）
- ・ コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査

(3) イノベーションと競争政策に関する検討会の開催

(4) 規制の事前評価における競争評価の実施

(5) 地方公共団体等に対する入札談合等関与行為防止法に係る研修会の開催等

(6) 「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」の作成

(7) 事業者又は事業者団体等から寄せられる相談への対応

4 競争政策の運営基盤の強化

(1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

- ・ シンポジウム、公開セミナーの開催

(2) 競争政策・法執行における経済分析の活用

- ・ 独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等における経済分析の活用

(3) 経済のグローバル化への対応

- ・ 「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」の開催及びG7の競争当局等による「デジタル競争コミュニケ」の採択

(4) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

- ・ 独占禁止懇話会の開催、地方有識者との懇談会の開催等

以上